

「不適正な経理処理による加算金等の支出に係る住民監査請求」についての監査結果の概要

- 1 請求書の提出日 平成23年6月6日
- 2 監査結果の通知日 平成23年8月1日
- 3 請求の要旨

(1) 措置要求事項

知事に対し、不適正な経理処理のため、国に返還することとなった返還金に課された加算金33,757千円について関係職員等にその責任に応じ県に賠償させるよう、勧告することを求める。

(2) 請求の理由

今回、不適正な経理処理により、課された加算金は33,757千円である。加算金は適正化法に基づくものであるが、不正・不適正な行為が無ければ発生しない費用であり、不適正な経理処理を行った関係職員等は損害を賠償する責任がある。

4 監査結果

知事に対し、不適正な経理処理を行った関係職員等に対する加算金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けるものについては同法第19条に基づく加算金、同法の適用を受けないものについては民法上の延滞金等。以下同じ。）の支出相当額の賠償請求を行うことを求める旨の請求のうち、平成22年6月5日以前に支出した加算金等に係る請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条で定める要件を備えていないのでこれを却下し、その余の請求については、理由がないものとして棄却した。

理由は以下のとおりである。

- (1) 加算金等の支出日から1年を越えたもの(30,310,352円)に係る監査請求→ 却下

・法第242条第2項本文では、住民監査請求は「当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これをする事ができない。」と規定されており、加算金の支出日から1年を越えたもの(30,310,352円)に係る請求は同項本文の要件を満たさない監査請求である。

・同項ただし書では、「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しているが、平成14年9月17日の最高裁判所の判決でいう、奈良県の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時(平成22年3月2日自主調査(後期分)の結果等のホームページの掲載日)から1年以上経過しており、正当な理由を認めることはできない。

(2) 加算金等の支出日から1年を越えないもの(110,304円)に係る監査請求→ 棄却

加算金等の支出の原因となった不適正な経理処理において、職員による私的な使用
・支出をうかがわせる事実は確認されず、全て公務に関連する支出であったと認められること等の事情を考慮すると、県の義務の履行としてされた加算金等の支出について、権限を有する職員等に対して法第243条の2の規定に基づく賠償責任を認めることはできない。

(措置要求の額は33,757千円であるが、加算金等の実支出額は30,420,656円である。)

5 監査委員の意見

不適正な経理処理が発生したことは、県政への県民の信頼を損なわせるものであり、遺憾である。

不適正な経理処理の再発防止に向けて、全庁的な取組がされているところであるが、内部統制の重要性を十分認識し、適正な予算執行に向けた厳正な運用を望むものである。

※監査結果本文については、平成23年8月5日付けの県公報に掲載予定